仕　様　書

１　件　　名　【単価契約】産業廃棄物収集運搬・処分委託及び有価物の売却

２　場　　所　沖縄県農業研究センター

３　履行期間　契約締結の日から令和９年３月31日まで

４　委託等業務内容

(1)沖縄県農業研究センター内の集積場所から、産業廃棄物を収集運搬し、適正に処分すること。

(2)回収した廃棄物は産業廃棄物として関係法令に基づき適切に処分し、再利用および再使用等は厳禁とする。

(3)履行期間満了日までに最終処分まで終えること。

(4)有価物は売却する。

５　収集運搬及び処分を行う廃棄物（混合廃棄物）

数量は入札公告日時点における見込量（実測はしていない）であり、契約締結後、排出する廃棄物量が増減することがある。

コンテナ等への積み込みは発注者において行うが、作業が安全・スムーズに行えるようサポートすること。

区　分(※)	見込 数量	摘　要
廃プラスチック類①	1,150kg	農業用ビニール
廃プラスチック類②	1,280kg	網・ネット
廃プラスチック類③	150kg	塩ビ管
廃プラスチック類④	30kg	発泡スチロール
ビン・ガラス・陶磁器くず⑤	320kg	薬瓶・試験管（洗浄済）、ビーカー等
廃蛍光管・電球⑥	100kg	
廃乾電池⑦	80kg	
混合廃棄物⑧（上記①～⑦以外）	1,700kg	廃プラ、木くず、缶、金属、小型家電等
混合廃棄物⑨（上記⑧以外）	22,000kg	研究機器、電子機器、機械類

※上記区分で廃棄物を分類し保管しているもの。有害物質はなし。

６　売却する有価物

（１）数量は入札公告日時点における見込量（実測はしていない）であり、契約締結後、引き渡す有価物が増減することがある（売却金額等を保証するものではない）。

コンテナ等への積み込みは発注者において行うが、作業が安全・スムーズに行えるようサポートすること。

区　分(※)	見込 数量	摘　要
有価物（鉄くず等）	1,000kg	鉄くず、非鉄、蓄電池等

（２）買受代金の納付及び所有権移転について

１　買受代金の納付

(1)受注者は、契約金額（単価）と計量結果報告書（計量票等）に記載された数量を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額（１円未満端数切捨て）を記載した見積書を発注者に交付する。

(2)発注者は納入通知書を受注者へ交付し、受注者は納付期限までに代金を支払う。

(3)契約金額（単価）は、市場価格の変動を考慮し、双方合意の上協議し変更することができるものとする。

２　物品の所有権移転

(1)物品の所有権は、受注者が代金を発注者に納付したときをもって、発注者から受注者に移転するものとする。

７　再委託の禁止

業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等、真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

８　作業（及び従業員）の安全等

(1)労働関係法令を遵守すること。また、現場の安全衛生管理等も関係法令に従いこれを行うこと。

(2)作業にあたっては、本所職員や第三者、建築物、その他設備に損害を与えないよう、十分に安全に配慮して行い、過失により損傷等を与えた場合には、受注者の負担で速やかに復旧させること。

(3)業務と関連しない場所へ立ち入ってはならない。

９　廃棄物搬出経路及び作業日程

(1)事前に、発注者と協議し、搬出路や使用可能な駐車スペースを確認すること。

(2)作業日時は発注者と協議すること。

10　報告書

・計量票及び産業廃棄物管理票（マニフェストＥ票）

・有価物の運搬にあたっては、マニフェストＢ２票

11　委託料の精算

収集運搬、処分に要する経費は、契約単価に実数量を乗じた金額により支払う（消費税別）。